

公益社団法人 日本ホッケー協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本ホッケー協会と称する。英文では Japan Hockey Association、略称 J. H. A とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国におけるホッケー界を統轄し、代表する団体として、ホッケー競技の普及及び振興に関する事業を行い、国民の体力の向上とスポーツ精神の涵養に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ホッケーの普及及び振興に関すること。
 - (2) ホッケーの審判員・指導員等の養成及びその資格認定に関すること。
 - (3) 日本ホッケー界を代表して、国際ホッケー連盟及びアジアホッケー連盟に加盟し、その事業への協力に関すること。
 - (4) 公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、独立行政法人日本スポーツ振興センター及び公益財団法人日本アンチドーピング機構にホッケー界を代表して加盟すること。
 - (5) ホッケーに関する国際競技会及び国内競技会を開催すること。
 - (6) ホッケー選手の育成強化を行い、競技力向上を図ること。
 - (7) オリンピック及び国際ホッケー連盟が主催するワールドカップ等の競技大会に日本を代表する選手、役員を選定し、派遣すること。
 - (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。
- 2 前項の事業について、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

イ 都道府県におけるホッケー競技を統括する団体から選出された者（各都道府県別の正会員数は、その団体に所属する本協会登録チーム数を8で除した商を1正会員とする。ただし、小数点以下については繰り上げる。）及び次の各団体の代表として選出された者（正会員数は、各団体1名とする。）から、それぞれ入会の申し込みがあった者

- ・一般社団法人ホッケージャパンリーグ
- ・日本社会人ホッケー連盟
- ・日本学生ホッケー連盟
- ・全国高等学校体育連盟ホッケー専門部
- ・日本ホッケー協会中学校部会
- ・日本ホッケー協会スポーツ少年団部会
- ・日本ホッケー協会マスターズ部会

ロ 学識経験者で理事会において選任され総会の承認を受けた者

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員は、毎年4月末日までに各所属団体を経由して、この法人宛に入会を申し込むものとする。

2 賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、次の会費を毎年5月末日までに納入しなければならない。

50,000円

2. 賛助会員は、次の会費を毎年5月末日までに納入しなければならない。 -

個人：10,000円 団体：50,000円

(任意退会)

第8条 正会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第17条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項によって除名しようとするときは、その会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条に定める会費を納入せず、6ヶ月を経過したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

2 会員が前2条及び前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(種類及び構成)

第11条 この法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

- 2 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 3 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
- 4 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 正会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 役員の報酬の額又はその規程
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第13条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 第2項の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
 - (1) 請求後、遅滞なく招集の手続きが行われないとき。
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられないとき。
- 5 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会議のつど出席正会員の互選で決める。

(定足数)

第16条 総会は、総正会員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の過半数以上が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の過半数以上が出席し、総正会員の三分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第18条 正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をあらかじめこの法人宛に提出するか、総会の当日、委任を受けた正会員が会場の受付において、代理権を証明する書類を提出しなければならない。

(書面表決)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録により表決することができる。この場合においては、当該正会員は、総会前日の指定時刻までに表決した書面又は電磁的記録をこの法人に提出しなければならない。

第20条 前2条の場合、当該正会員は出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して、総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 総会の議事については法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び会議に出席した正会員の中から選出された2名の議事録署名人が、これに記名押印する。

(総会規程)

- 第23条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別途定める『総会規程』による。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第24条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 20名以上30名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。また、3名以内を副会長とすることができる。
- 3 理事のうち1名を専務理事、5名以内を常務理事とすることができる。
- 4 代表理事以外の副会長、専務理事、常務理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

- 第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任するものとする。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

- 第26条 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作

成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 役員は、総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の過半数以上が出席し、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第30条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準（「役員の報酬規程」）に従って算定した額を、総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。

(取引の制限)

第31条 理事は、次に掲げる場合には、その取引につき重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（1）理事が自己又は第三者のために、この法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

（2）理事が自己又は第三者のために、この法人と取引をしようとするとき。

（3）この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(責任の一部免除)

第32条 この法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定

める要件に該当する場合には、総社員の同意によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉総裁・名誉会長及び顧問)

第33条 この法人に名誉総裁・名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉総裁・名誉会長及び顧問は、理事会の推薦により、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 名誉会長・顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

3 通常理事会は、毎年2回開催するものとし、5月に1回及び1月ないし3月の間に1回開催する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるものほかこの法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 事務局長の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第32条の責任の一部免除

(招集権者)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(招集手続)

第37条 理事会の招集通知は、理事会を招集する者が理事会の開催日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対し発しなければならない。

- 2 前項の招集通知には、会議の日時、場所及び会議の議案を記載し、書面をもって通知するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が出席できないときは、会長があらかじめ指名した順序によりこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

- 第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。
 - 3 会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、当該理事会に出席した理事及び監事が

第1項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会規程)

第43条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める『理事会規程』による。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第44条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、この財産の一部を処分するとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、定時総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般的閲覧に供するものとする。
3 第1項の書類については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類及び定款並びに社員名簿を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第48条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総正会員の過半数以上が出席し、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の過半数以上が出席し、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若

しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 委員会

(専門委員会)

第53条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、電子広告による。

2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子広告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

附則 (平成25年4月1日 公益社団法人登記日 第1次制定)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び社団法人及び公益財団法

人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の会長は吉田大士とする。業務執行理事は、移行後最初の理事会で決定する。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則 (平成27年6月6日 第2次制定)

- 1 この定款は、平成27年度定時総会の翌日から施行する。
ただし、第5条については平成28年4月1日から施行する。

附則 (平成29年6月10日 第3次制定)

- 1 この定款は、平成29年度定時総会の翌日から施行する。

附則 (平成29年12月17日 第4次制定)

- 1 この定款は、平成29年12月17日開催の臨時総会の翌日から施行する。

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

財産種別	場所・物量等
定期預金	三菱UFJ信託銀行 渋谷支店 10,000,000円